

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1240））
2. 日時：平成30年9月4日 16時15分～18時40分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本主任安全審査官、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、
穂藤安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当） 他16名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、審査資料等における記載の適正化について、事実確認を行った。
- (2) 原子力規制庁から、以下の点を伝えた。
 - 「弁の操作は～中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする」の表記については、従来の記載である「弁の操作は～中央制御室から可能な設計とする」から意味が変わっていないか、先行例を踏まえ確認すること。
- (3) 日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可 記載の適正化箇所の抽出について
- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書 修正前後比較表